表紙共４枚

目達原２８６号建物内部改修工事

件　名	目達原２８６号建物内部改修工事				図面番号	１／４
図　名	表　紙				縮　尺	－
総務部長	管理課長	営繕班長	管　財			設　計
陸上自衛隊　目達原駐屯地					作成年月日	R8.9.17

仕 様 書

1　件　名
　目達原２８６号建物内部改修工事

2　場　所
　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野７番１　陸上自衛隊目達原駐屯地

3　工事概要
(1) ピット内鉄筋コンクリート嵩上げ（５．８ｍ×３．８ｍ×Ｈ０．２ｍ）　３箇所
(2) 排水桝新設（土間コンクリートはつり１ｍ×１．４ｍ×Ｈ０．５５ｍ）　３箇所

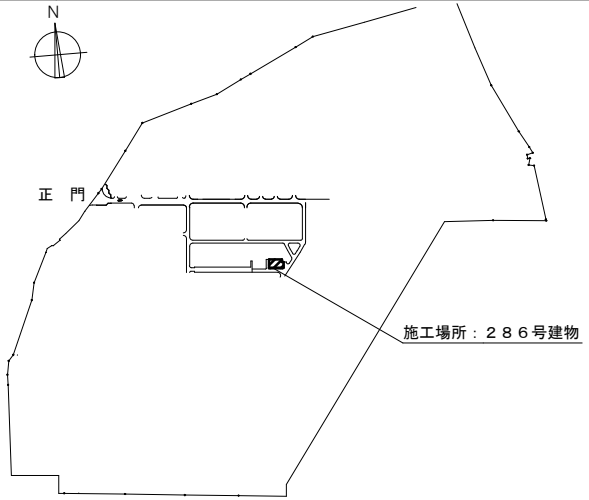
4　一般事項
（1）本工事は、本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」並びに関係諸法規によるものとする。
（2）本工事の実施に当たっては、関係諸法規を遵守すること。
（3）本工事に使用する材料は、全て監督官の検査を受けた合格品のみを使用する。
（4）請負者は本仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従う。
（5）施工中における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、汚破損した場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧する。
（6）請負者は現場の整理整頓、清掃を実施する。
（7）工事に掛かる事前に必ず現場確認、測量等を実施し、監督官と打合せ及び日程調整をするものとする。
（8）本工事に際して本仕様書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施する。
（9）本工事に際し、着工前、施工中、完成時、使用材料及び監督官の指示するところをカメラ（カラー）で撮影し、工事写真帳（Ａ４）に整理して監督官へ提出すること。
　なお、デジタルカメラの電子データ等は、検査終了後、請負者の責任において確実に消去するものとする。
(10) 本工事で使用する電気、水については請負者側で準備するものとする。
(11) 工事に伴う発生材は、請負者の責任において適正に処分する。

5　特記事項
（1）鉄筋工事
　ア　使用する鉄筋はＪＩＳ　Ｇ　３１１２鉄筋コンクリート棒鋼とする。
　イ　鉄筋の組立は、鉄筋継手部分及び交差部の要所を径０．８㎜以上の鉄線で結束し、適切な位置にスペーサー、吊金物等を使用して、堅固に組み立てる。
　　なお、スペーサーは、所定の位置に鉄筋を保持するとともに、作業荷重等に耐えられるものとする。
　ウ　鉄筋の重ね継ぎ手の長さは、以下のとおりとする。

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度（Fc）（N/㎟）	長さ
ＳＤ２９５	２４	３５ｄ
ＳＤ３４５		４０ｄ
ＳＤ３９０		４５ｄ

（2）あと施工アンカー工事
　ア　あと施工アンカー工事の作業は、技能資格者が行う。
　イ　あと施工アンカーの施工に際し、既存床スラブの鉄筋探査を実施し、鉄筋の位置をマーキングし施工する。
　ウ　施工後の確認試験は、引張試験機による引張試験とし、以下のとおりとする。
　(ｱ)　１ロットは、１日に施工されたものごととする。
　(ｲ)　試験の箇所数は、１ロットに対し、３本とし、ロットから無作為に抜き取る。
　(ｳ)　試験方法は、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。また、判定基準は確認強度を有する場合を合格とする。なお、確認強度は使用する材料メーカーの仕様等により監督官と協議し決定する。
　(ｴ)　ロットの合否判定は、ロット全ての試験箇所が合格と判定された場合、当該ロットを合格とする。
　(ｵ)　不合格となったロットへの措置は、次による。
　　ａ　直ちに作業を中止し、不合格の発生原因を調査するとともに、必要な改善措置を定め、監督官の承諾を受ける。
　　ｂ　不合格ロットの残り全てのあと施工アンカーに対して試験を行う。
　　ｃ　試験の結果、不合格となったあと施工アンカーは、監督官と協議を行い、その至近の位置に再施工する。再施工を行った全てのあと施工アンカーに対し施工確認試験を行う。
（3）コンクリート工事
　ア　使用するコンクリートは普通コンクリート設計基準強度（Ｆｃ）２４Ｎ/㎟、スランプ１８㎝、骨材２５㎝とする。
　イ　コンクリートの内放し仕上の種別はＢ種とする。
　ウ　コンクリートの仕上がりの平たんさは、ａ種とする。
　エ　コンクリートの受け入れに際し、レディーミクストコンクリート工場が行うＪＩＳ　Ａ　５３０８（レディーミクストコンクリート）による品質管理の結果を確認し、監督官に報告する。
　オ　コンクリート打ち込み直前にエポキシ樹脂系またはポリマーセメント系の吸水防止・接合剤を塗布する。
　カ　全てのコンクリート打ち込みについては、令和８年１２月１８日までに完了させるものとする。
　キ　打ち込み後のコンクリートは、養生マット等による被覆、散水又は噴霧、膜養生剤の塗布等により湿潤養生を行う。その期間は５日以上とする。
　ク　コンクリートの強度試験を行うものとし、１回の試験、供試体の養生方法及び材齢については、以下のとおりとする。

試験の目的		調合管理強度の判定
１回の試験	頻度	打ち込み日ごとに行う。
	供試体の個数	３
	供試体の作成方法	１台の運搬車から採取した試料で同時に３個の供試体を作成する。
養生方法		標準養生
材齢		２８日



駐屯地配置図　Ｓ＝１／１００００

件　名	目達原２８６号建物内部改修工事	図面番号	２／４
図　名	仕様書・配置図	縮　尺	図　示
陸上自衛隊　目達原駐屯地		作成年月日	R8. 9. 17